

第23回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和2年10月26日(月) 8:40~9:07

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから第23回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催いたします。

本日の手話通訳者は、障害福祉課 手話通訳者 山上美紀さんと障害福祉課 主査 長尾 和歌子さんのお二方です。

はじめに、これまでの対応状況につきまして統括調整部長より説明がございます。

○貝守統括調整部長

本日の開催趣旨ですが、現在発生している飲食店クラスターの封じ込めと、感染症患者への適切な医療措置に係る全庁的な対応の確認、新型コロナウイルス感染症に係る本県の現状と取組についての情報共有、そしてもう一つ、「新型コロナウイルス感染症対策に関する青森県対処方針」の変更についての報告であります。

2番目の発生状況等については、別紙「新型コロナウイルス感染症について」という資料がついてございますが、これは後ほど御確認をしていただきたいと思います。以上です。

○坂本危機管理局次長

続きまして、新型コロナウイルス感染症に係る本県の現状と取組につきまして、三村本部長から説明をお願いいたします。

○三村本部長

今日は、(飲食店クラスターが発生してから)2週間経た場面において、県民の皆様方に、特に、(飲食店利用者で未検査の)55名くらいの方々にいろいろとお願いしたいことがあり、お時間をいただいたところです。

青森県での発生状況ということで、10月12日以降、現時点で141名の感染症患者の方ということになりますが、実際はここから(療養完了者)24を引きまして117名の方が現在いらっしゃいます。

そのうち、弘前保健所管内の方々が122名で、これは治療が終わった方々も含めてということになります。調査中も含め他保健所管内では19名、飲食店関連のクラスターの大多数が、弘前保健所管内が占めているという状況になります。

次に、弘前保健所管内の飲食店クラスターについて。今回の飲食店クラスター関連の感染症患者141名の内訳としては、従業員の方が21名、利用者の方が45名、確認中も含めた従業員・利用者の接触者等が75名で、陽性者の接触者等はおおむね把握できましたし、徹底した検査等を含め、封じ込めに向けて、健康福祉部等含む関係機関で、しっかりとした対応を今進めているところです。

ただし、従業員・利用者のうち陰性であった方、連絡がつかない方、検査を受けていない方、特に、検査を受けていない方がいるんですけども、接触後2週間が経過をしまして、健康観察期間を終えたものと考えて差し支えないということです。

これらの方が他の方に感染させている可能性があるということ、また、知らない間に、隠れた陽性者が感染源となり得るということ、今日、特にお話ししたいということです。

基本的な話ですけども、PCR検査等で陰性となったとしても、この新型コロナウイルス感染症に感染していないと言い切れるものではありません。そのことをまずは御理解いただきたいと思います。

感染症患者の同居家族などは、濃厚接触者となりますので、PCR 検査等で陰性となったとしても、健康観察期間、要するに、最後に接触があったから2週間が経過するまでは、出勤、通学なども含めて外出等を控えていただく必要があります。このことも、基本的なこととして知っておいていただきたいと思います。もし、症状がある場合には、一般の診療所を受診せずに、帰国者・接触者相談センターに御相談願いたいと思っております。

利用者やその御家族等で陰性であった方、検査を受けていない方は、無症状で2週間以上経過した場合でも、身近な方に感染させている可能性は否定できないということです。

徹底した検査に至れない、この飲食店を利用なさったけれどもどなたか分からない、あるいは、なかなかその状況に対して御理解いただけないといった方々がいらっしゃいますが、もちろん疫学的調査も含めて、保健所等も含めて、このコロナを封じ込める戦いを徹底して進めています。(感染の可能性があった日から)2週間経ってますから、本人たちはほぼ陰性という状況になっていると思うんですけども、身近な方、あるいは職場の方に感染させている可能性が無きにしもあらず、という状況なんです。

したがって、本当にお願いします。身近な方や職場の方で、少しでも、熱や味覚症状、嗅覚症状など、何かおかしいぞという方は、遠慮なく、(帰国者・接触者相談)センター、保健所の方にお話ししていただきたいです。

心当たりがあって申し出いただいている方につきましては、何度も申し上げておりますけれども、情報管理を徹底いたしますとともに、誹謗中傷や個人を特定する行為については、本当に強く対応するということを考えていますので、お願いします。感染源、いわゆる市中感染ということに繋がらないよう、御協力いただきたい。今日は、このためにお時間をいただきました。

みんなでこのコロナを封じ込めていくために、戦っていかなければいけないんですけども、何よりも、きちっと封じ込めていたとしても、他者に感染させる可能性のある方は2週間経ったのもう大丈夫と言うのではなくて、繰り返しになりますけれども、情報管理を徹底しますし、誹謗中傷、個人を特定する行為等については、強く対応します。そのことをお約束しますので、なにとぞ、どなたかそういう症状が出た方がいらっしゃれば、なにとぞ御相談いただきたいと思います。

次に医療対応状況について。このことについても、着々とコロナにぶつかっていくために段取りしてきているところですが、例えば、保健所機能の強化として、保健所における積極的疫学調査、感染症患者の入院調整、感染者が発生した病院に対する運営支援等を実施するため、厚生労働省をはじめとする人的支援を受けて体制を更に強化しつつあります。

また、濃厚接触者等の方々を迅速に検査につなげるため、医療機関等の協力により1日当たり約700検体を採取し、分析のほうは約800件できるような状況、体制を構築しつつあります。

また、医療機関等の協力をいただきまして、感染症患者を受け入れる病床187床、現在確保という状況になっております。

そして、もう御利用いただいておりますが、無症状者や軽症者に療養していただきます、宿泊療養施設を130室ありますが、青森は近々20から30近く増えてまいりますし、弘前市に大変御協力いただき、弘前保健所管内でもまさに近々、相当数の規模の開設を予定している状況になっております。この187床と、相当数の規模となる宿泊療養施設で、今後の療養等に当たっていくという状況でございます。

また、弘前保健所につきまして、弘前市、八戸市からの保健師を含めて県からも、30名の職員を派遣しており、弘前保健所からの要請があった場合、私どもとしては迅速に応援職員を出していくという体制になっております。

また、県庁内でも各部局からこういうホテル等に対応したり、検体の搬送等、様々出てくるんですけども、今の保健医療調整本部に対する応援部隊、その増設等も進めているところです。

次に、捕捉・把握できてない場合、今後、市中に感染がまん延しているという状況になっ

た場合について。現時点で、市中に感染がまん延している状況ではないんですけれども、経路不明の感染があちこちで出てくる、いわゆる爆発的感染拡大に至った場合は、事業者の皆様方に対しては、休業要請やイベント開催の自粛要請、県民の皆様方に対しては、外出自粛、県境を越えた移動自粛要請など、行動を厳しく制約する措置を実施せざるを得ないものと考えています。なお、こういったことにつきましては、状況によって地域を限定して措置することも現在考えているところです。

今後の取組についてでございますけれども、現状を踏まえた上で、何としても市中に感染がまん延することは避けなければならないと考えます。県の対処方針を変更しまして、県民の皆様方に協力をお願いするという部分も出てきました。具体的には、感染リスクの高い場所への外出を避ける、接触確認アプリ「ココア」のインストール、これをお願いしたいと思っております。また、弘前地域の市民の方も職場の方もこういった体制にしっかり入ってくださっていることは理解しておりますが、弘前市の区域の事業者等の方々につきましては、イベント等の開催の可否についての再検討や、もう行われておりますが、職場における感染防止策を徹底することをお願いしたいと思っております。

私としては、今後とも感染症患者の発生状況等に応じまして、必要となる対策は迅速に講じていく所存です。必ず情報等の管理を徹底しますので、周りに、身近な方に、あるいは、職場の方、お仲間の方に症状等がありました場合には、なにとぞ、保健所、帰国者・接触者相談センターにお申し出いただきたい。そのことによって、市中での隠れている（目に見えていない）陽性者からの感染拡大といった状況を何としても防ぎたいという、そのお願いでした。どうぞよろしく申し上げます。

○坂本危機管理局长

改めまして、本部長から県民へのメッセージをお願いします。

○三村本部長

今般の飲食店を起点とするクラスターの発生に伴い、現在、多くの方が、医療機関に入院したり、宿泊療養施設等で療養されております。

治療中の皆様方におかれましては、一日も早い御回復をお祈り申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症患者が急激に増加するなど厳しい環境の中にあっても、検体の採取や患者の治療に懸命に当たられております医療機関の関係者の皆様方に対し、県民を代表して感謝申し上げますとともに、心より応援申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、私から、現下の感染状況に鑑み、県民の皆様方に特にお願いしたい事項について申し上げます。

まず、飲食店への来店から2週間以上経過している方々につきましては、この間無症状であれば必要な健康観察期間を終えたものと考えて差し支えございませんが、その間に親しい方等に感染させている可能性は否定できません。そうした方々に対して、症状が発生した場合は、最寄りの帰国者・接触者相談センターに御相談いただくよう呼びかけてくださるようお願いをいたします。

そして、濃厚接触者とされた方につきましては、その後発症・陽性化する可能性がないわけではございません。場合によっては、感染源となりうる場合がございますので、たとえ検査の結果が陰性であっても、感染者と接触のあった日から概ね2週間は外出を控えるようお願いをいたします。

また、検査を受けることが決まっている方、その結果が出るのをお待ちいただいている方につきましても、その間は出勤・外食等を含めて外出することはお控えいただきたいと存じます。

青森県の感染状況につきましては、現時点において、濃厚接触者は概ね把握できており、県民の皆様方の行動を強く制約するような措置は必要ないものと認識しておりますが、一

方において医療提供体制への負荷が増加していることは事実であり、予断を許さない状況が続いていることを踏まえ、今後、経路不明の感染症患者が増加し、市中に感染がまん延することを未然に防止するため、県の対処方針に基づく県民の皆様方に対する協力要請の内容を見直すことといたしました。

特に、弘前市の区域の事業者等の方々には、職場における感染防止策の徹底や、イベント等の開催の可否についての再検討をお願いすることといたしております。

併せて、これまでもお願いして参りました事項として、県民の皆様方には、引き続き「自分で自分の身を守る」ことを意識して、御自身の日々の体調について御確認いただきますとともに、「三密」の回避、手洗・手指消毒、咳エチケットの徹底、マスクの着用等をはじめ、ソーシャルディスタンスなど、基本的な感染予防対策を徹底していただくようお願いいたします。

さらに、重ねてのお願いとなりますが、感染症患者や濃厚接触者の「詮索・特定」、ソーシャルメディアでの「個人情報の拡散」、御家族・勤務先に対する「嫌がらせ」、医療従事者等に対する「排除的な対応」など、感染症患者等に対する偏見・差別や誹謗中傷等は厳に慎んでいただくようお願いいたします。

私としては、今回の急激な新型コロナウイルスの感染拡大に大きな危機感を抱いていません。

市中に感染がまん延することを未然に防止し、できる限り早期の感染収束が図られるよう、県庁一丸となって全力で取り組んで参りますので、県民の皆様方には、引き続きの御協力をお願い申し上げます。

繰り返しになりますが、最も効果的であります、手指消毒、これが最も効果的であります。

マスクは本当に協力いただいているんですけど、手指消毒と手洗いとマスクの扱い方、この点につきましても、なにとぞよろしくお願いいたします。

○坂本危機管理局次長

本部長の説明の中にもございましたが、青森県対処方針の変更を行ってございますので、その詳細につきまして、統括調整部長から説明いたします。

○貝守統括調整部長

新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針、令和2年4月17日、10月26日変更という資料をご覧くださいと思います。

今回の変更箇所でありますけれども、3番目の重点対策、現在、確認されている飲食店を起点とするクラスターの封じ込めに万全を期す。これを追加してございます。

それから、一番最後のページ、別紙になりますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請の内容ということで、これも変更してございます。

区域、青森県全域としておりましたけれども、一部につきましては弘前市区域限定というふうな改正も行っております。

内容でございますが、外出全般、これは県民、全県民向けでございますが、業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策徹底されていない施設など、感染リスクの高い場所への外出は避けるようお願いいたします。高齢者など重症化しやすい方は、特に留意してください。

そして、国が運用している新型コロナウイルス感染症接触確認アプリ、略称はCOCOA（ココア）でございますが、これをインストールするようお願いいたします。

次に、催物の開催のところでございますが、5番目は弘前市区域の限定でございます。弘前市の区域においては、当面、11月1日までの間にイベント等の開催を予定している事業者等は、業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底について再度確認の上、開催の可否について改めて検討いただくようお願いいたします。

そして最後、事業者、職場・店舗等の取組であります。弘前市の区域においては、当面、

11月1日までの間、発熱者等の入場防止、「三つの密」の防止、飛沫感染・接触感染の防止、移動時における感染の防止など、職場における感染防止策を徹底するようお願いいたします。これらについて変更してまいります。

そして、次に、県主催のイベント・行事等の開催に関する変更でございます。

資料1枚ものですが変更点、基本的な考え方の〇の3つ目でございます。弘前市の区域においては、当面、11月1日までの間、県主催のイベント・行事等の開催を延期・中止するか、オンライン等での開催とする、というふうに変更してまいります。なお、当面、11月1日までの間としておりますけれども、延長する等の状況になりましたら、また改めて御報告させていただきたいと思っております。以上です。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明につきまして、何か質問等ございますれば、よろしいですね。

それでは本部長から指示事項をお願いいたします。

○三村本部長

職員に感染症患者が発生しておりました医療機関における入院患者への感染が確認されたことを踏まえまして、健康福祉部においては、関係機関と緊密に連携し、当該医療機関における感染拡大防止に全力で取り組むとともに、病床確保と医療機関への負担軽減を図るため、圏域間の入院調整や、宿泊療養施設の運用・確保に万全を期すとともに、各部にありましては、引き続き、健康福祉部からの支援要請について全面的に協力するよう指示をいたします。

また、各部におきましては、県立施設や、県主催のイベント・行事等における感染防止対策について万全を期すようお願いをいたします。

県立施設に関し、県武道館については、弘前市の現下の状況に鑑み、当面11月1日までの間、休館としてください。

イベント等に関し、弘前市の区域を対象として、イベント等の開催の可否について再検討するよう協力要請していることを踏まえ、同区域における県主催のイベント・行事等は、当面11月1日までの間、開催を延期・中止するか、オンライン等での開催によることとしてください。

さらに、県主催の会議等を開催する場合におきましては、「三密」となる状況を避けるとともに、それぞれの「密」についても低減を図るよう留意してください。

今般の対処方針の見直しも踏まえ、職員にあっては、公私ともに感染防止対策を徹底してください。

以上、現下の厳しい局面を踏まえ、危機感を共有の上、全職員一丸となり全庁体制で感染拡大防止に取り組むよう指示をいたします。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の危機対策本部会議を終了いたします。ありがとうございました。